

平成30年度の主な組織改正について

I 平成30年度組織改正の考え方

平成30年度の組織改正は、市民の皆様とともにつくる「最幸のまち かわさき」の実現を目指し、現在策定中の「川崎市総合計画第2期実施計画」に掲げる政策・施策の着実な推進に向け、社会状況の変化への的確な対応と効率的かつ責任体制を明確にした執行体制の整備を図るとともに、安全・安心な市民の暮らしを支える危機管理体制の強化など、限りある人材を最大限に活用し、行政が担うべき役割を着実に推進するため、最適化を図ります。

また、市民ニーズや地域の課題に的確に対応するため、多様な主体との協働・連携や民間部門の活用を推進するとともに、業務改革・改善に取り組み、これまでの働き方・仕事の進め方の見直しと合わせた機動的で効率的・効果的な執行体制を整備します。

II 主な組織整備

1 「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策の着実な推進

(1) 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

ア あらゆる危機事象に対し、迅速かつ的確に対処するとともに、行政の総合防災力の一層の強化に向けた取組を推進するため、総務企画局危機管理室に**危機対策担当**を設置します。

また、地域と顔の見える関係を構築しながら、危機事象に即した実践的な訓練を推進し、地域の防災力の向上を図るとともに、**各区危機管理担当**を**総務企画局危機管理室**に**兼務**し危機管理施策における区役所との有機的な連携の強化を図ります。

これらの危機管理施策を統括する職として、総務企画局に**危機管理監**を設置します。(改正図1)

イ 保健・医療・福祉分野における災害対策の更なる推進を図り、災害時に

において援護を必要とする方の避難支援に向けた取組を強化するため、健康福祉局総務部庶務課に**災害対策担当**を設置します。(改正図2)

ウ 更なる高齢化の進展により、国民健康保険・後期高齢者医療制度の医療費の増加が見込まれることから、医療費適正化の取組の推進、保健所や後期高齢者医療広域連合と連携した保健事業の展開など、医療制度へのマネジメント強化を図るため、健康福祉局に**医療保険部**を設置します。(改正図3)

エ 地域福祉への取組推進や包括的な相談支援体制の構築、専門的知見を踏まえた地域保健対策の推進、在宅医療体制の構築など、地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進するため、健康福祉局地域包括ケア推進室に**地域福祉担当、地域保健担当、専門支援担当**を設置します。(改正図4)

オ 医療の高度化・多様化への対応や、地域包括ケアシステムを支える看護人材養成の取組強化に向け、看護師養成機関の再編・整備を進めていくため、健康福祉局保健医療政策室に**看護師確保対策担当**を設置します。(改正図5)

カ 健康づくりや生活習慣病などの重症化予防、介護予防を一体的に取り組むことにより、全世代に渡る保健・予防施策を切れ目なく効果的に推進するとともに、国が推進する健康・医療・介護の一元的なデータヘルス改革に対応するため、健康福祉局保健所健康増進課に**保健・予防担当**を設置します。(改正図6)

(2) 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

ア 部活動に関するガイドラインの策定や、部活動指導員の導入に向けた調整等を行うとともに、通学路の安全確保対策や、学校防災に係る取組の充実等を図るため、教育委員会事務局学校教育部健康教育課に**学校体育・安全担当**を設置します。(改正図7)

イ 小杉駅周辺地域における小学校の新設に向け、教育方針、学校教育目標の検討・決定、就学意向調査、児童生徒数の確定、公募等による教職員の配置など、開校に向けた準備を進めるため、教育委員会事務局学校教育部

に**小杉小学校開校準備担当**を設置します。(改正図 8)

ウ 労働会館内への移転を視野に入れた川崎市における市民館機能の整備に当たり、関係機関と調整しながら、基本構想の策定や基本設計等を行うため、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課に**社会教育施設整備担当**を設置します。(改正図 9)

(3) 市民生活を豊かにする環境づくり

ア 「マルチベネフィットの地球温暖化対策等により低炭素社会を構築」を基本理念とする新たな「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき、温室効果ガスの削減に加え、市民等の利便性や快適性の向上を見据えた取組を推進するため、環境局地球環境推進室に**計画推進・環境技術支援担当、協働推進・国際環境施策担当、環境エネルギー担当**を設置します。(改正図 10)

イ 市民共有の財産である多摩川や公園の可能性を最大限に活かすため、民間活力の導入に向けた取組を推進するとともに、水辺に係る持続的な賑わいの創出や公園をより身近で魅力のある空間へ高める取組を一体的に推進していくため、建設緑政局総務部企画課に**水辺・みどり活用担当**を設置します。(改正図 11)

(4) 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

ア オープンデータ、ビッグデータ、A I などの利活用や官民データ活用推進基本法に基づく取組などを推進するため、総務企画局情報管理部 I C T 推進課に**データ活用推進担当**を設置します。(改正図 12)

イ 産業活性化や雇用を生み出す起業・創業の促進に向けた支援と、「川崎市知的財産戦略」に基づく取組の強化を図り、市内のベンチャー企業等がイノベーションを創出しやすい環境づくりを一層推進するため、経済労働局に**イノベーション推進室**を設置します。(改正図 13)

ウ J R 武蔵小杉駅の混雑が大きな課題であることから、ホームドアの設置や車両の長編成化に向けた調整、オフピーク通勤の促進など、混雑緩和に向けた取組を更に推進するため、まちづくり局交通政策室に**交通計画・小**

杉駅混雑対策担当を設置します。(改正図 14)

エ 自転車の通行環境整備、駐輪対策等の更なる充実を図るとともに、平成 29 年 5 月に施行された「自転車活用推進法」の趣旨を踏まえ、「自転車の活用」という視点での新たな取組を推進するため、建設緑政局に**自転車利活用推進室**を設置します。(改正図 15)

オ 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした川崎港へのクルーズ船等の誘致に向けた調整や、東扇島浮棧橋平常時利用促進等による川崎港活性化に向けた取組を強化するため、港湾局港湾振興部誘致振興課に**振興担当**を設置します。(改正図 16)

カ 川崎港における貨物取扱量の増加に向けた効果的な貨物集荷策等の物流戦略の推進を図るとともに、コンテナターミナル経営や港湾運営会社との効果的な連携等に対する課題への的確な対応を図るため、港湾局港湾経営部経営企画課に**長期計画・物流戦略担当及びコンテナ経営・港湾運営会社連携担当**を設置します。(改正図 17)

キ 臨海部ビジョンに示す、目指す将来像の実現に向けて、臨海部の持続的な発展を牽引する新たな産業創出拠点の形成と、持続的な発展を支え、価値を向上させる臨海部の交通機能の強化に向けた取組を戦略的かつ一体的に推進するため、臨海部国際戦略本部に**戦略拠点担当**を設置します。(改正図 18)

2 「川崎市総合計画」の推進体制を下支えする職場づくり

(1) 平成 31 年度からの新本庁舎建設の着工に向け、総務企画局に**本庁舎等整備推進室**を設置します。(改正図 19)

(2) 民間事業者等に対するモニタリング手法の構築を図るとともに、指定管理者制度や P F I などの民間活用手法の多様化に適切に対応するため、総務企画局行政改革マネジメント推進室に**民間活用担当**を設置します。(改正図 20)

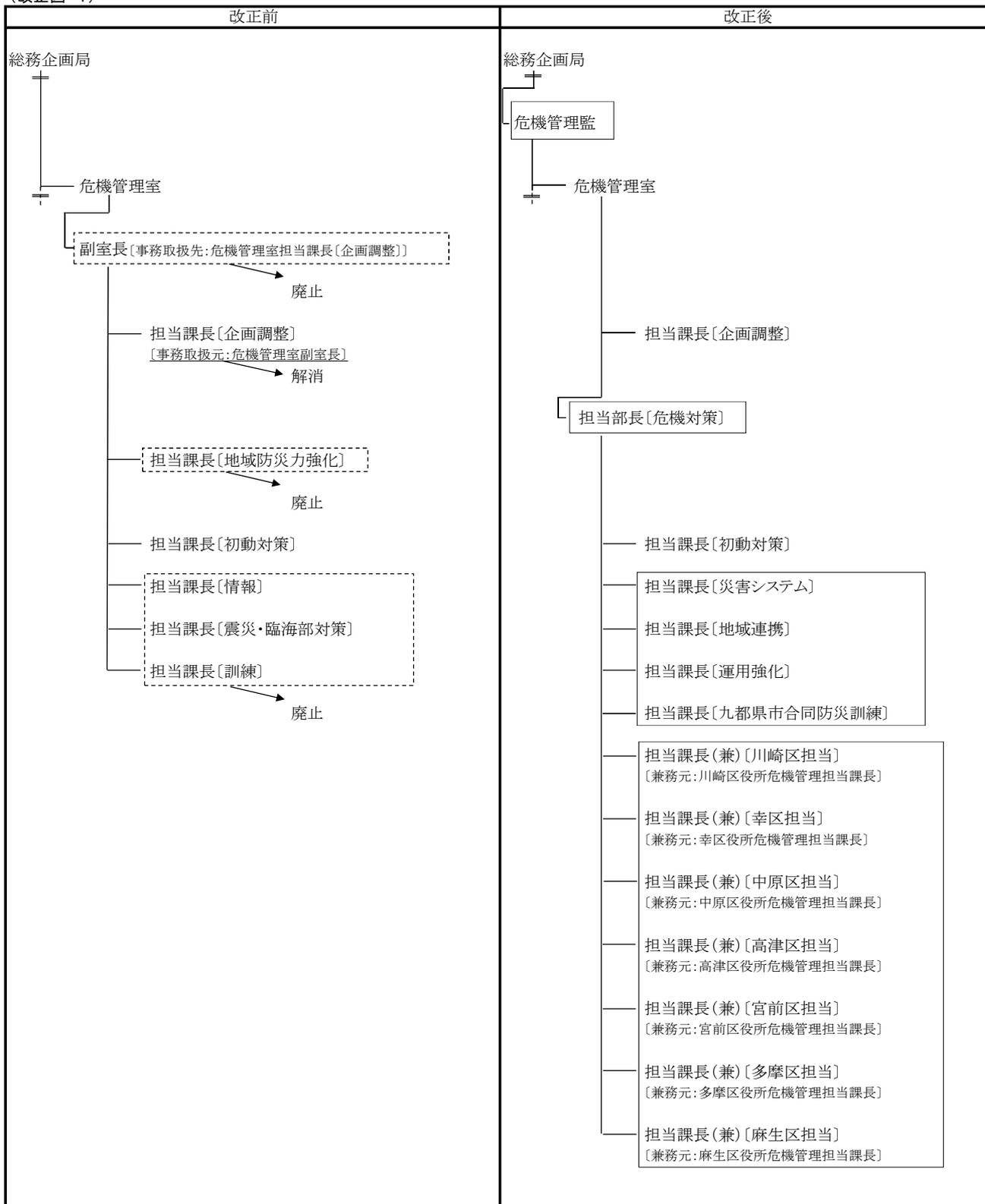
(3) 職員の服務、行政不服審査法に基づく審査請求及び地方自治法の改正に伴う内部統制体制の整備への対応などに関する体制の充実を図るため、総務企

画局に**内部監察担当**を設置します。(改正図 21)

- (4) 教職員の勤務のあり方をはじめ、学校の運営体制や、事務局の事務改善など多岐にわたる課題に的確に対応するため、教育委員会事務局総務部教育改革推進担当に**働き方・仕事の進め方改革担当**を設置します。(改正図 22)
- (5) 「教職員メンタルヘルス対策第5次推進計画」に基づき、学校の特殊性等を踏まえた予防的措置から復職支援・再発防止までに至るメンタルヘルス対策を強化するため、教育委員会事務局職員部給与厚生課に**健康管理担当**を設置します。(改正図 23)

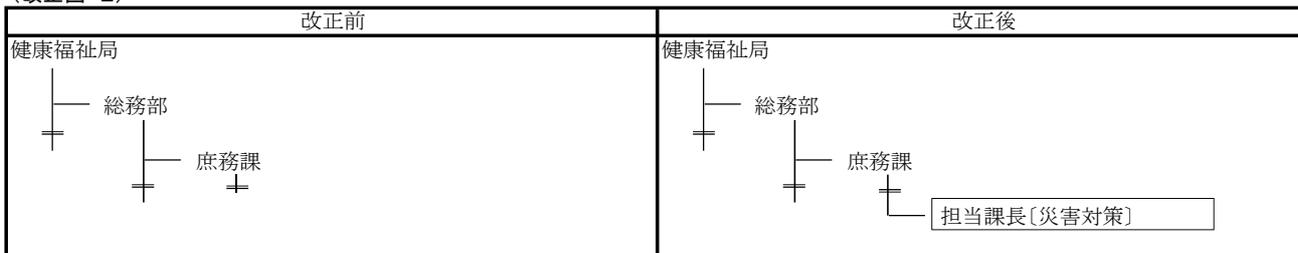
平成30年度の主な組織改正図

(改正図 1)

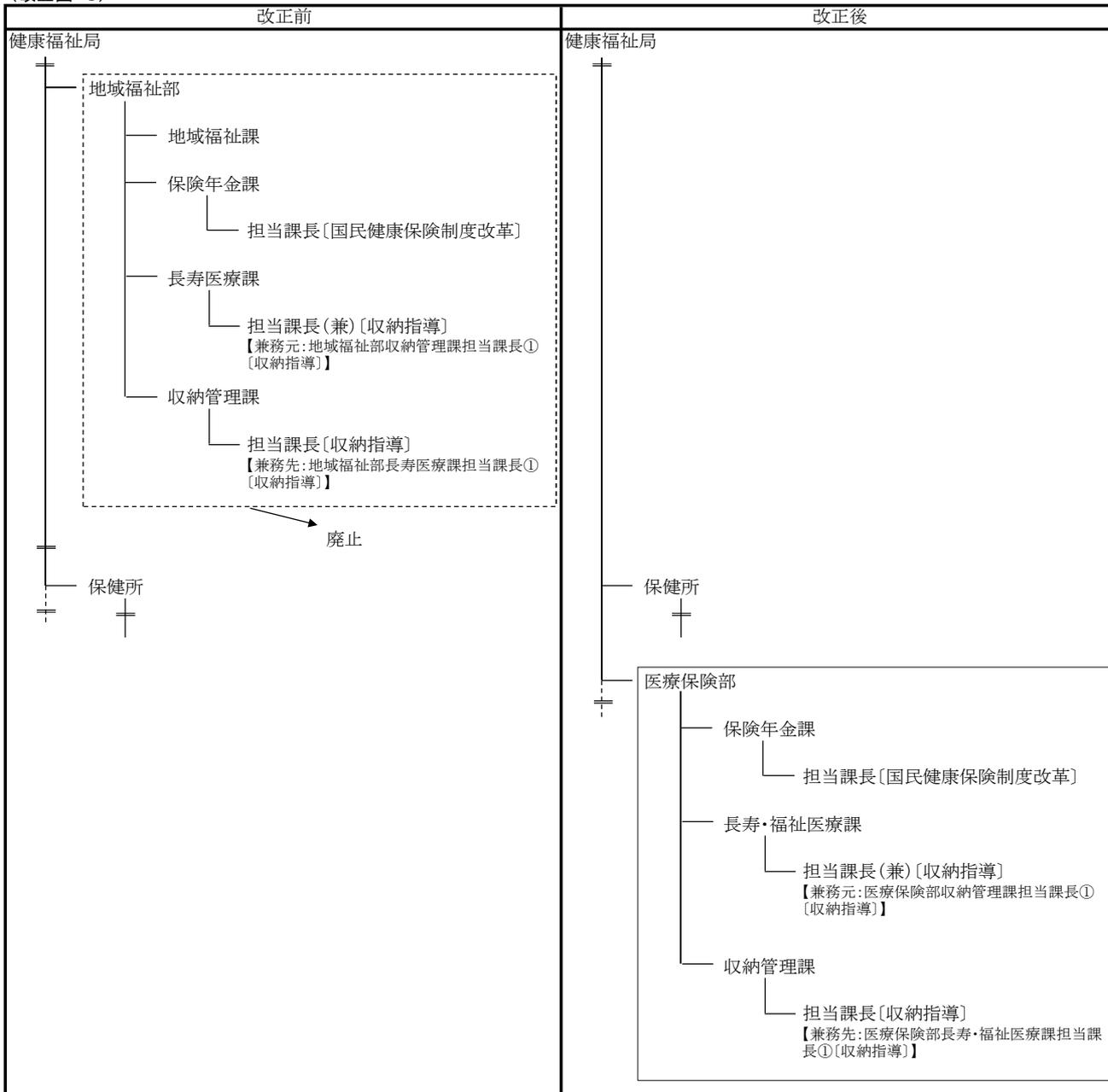


平成30年度の主な組織改正図

(改正図 2)

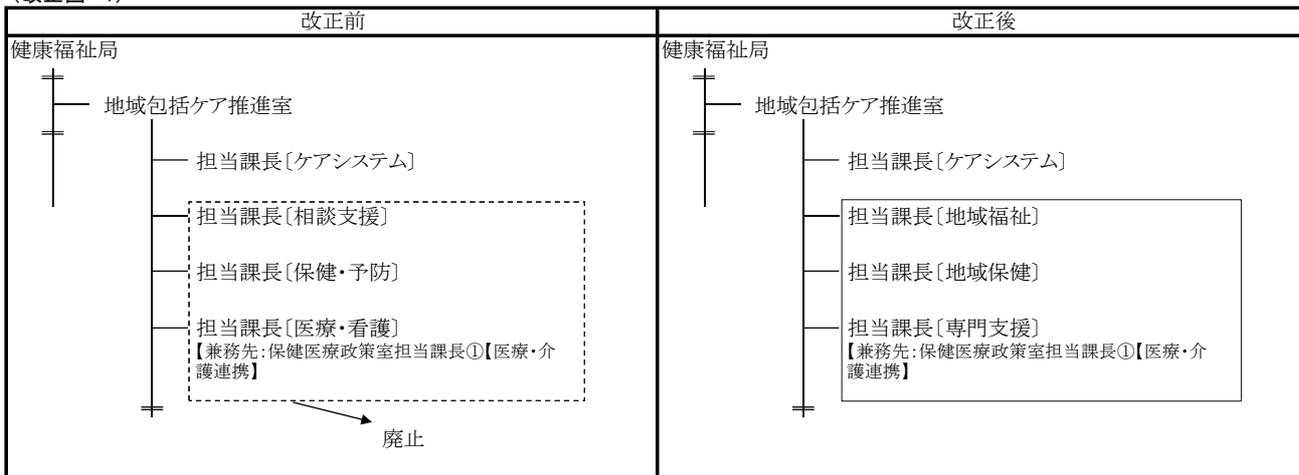


(改正図 3)

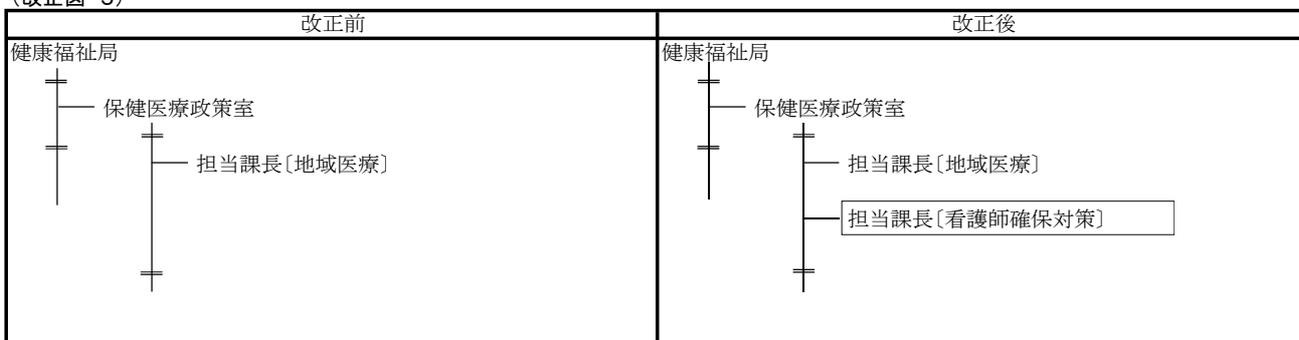


平成30年度の主な組織改正図

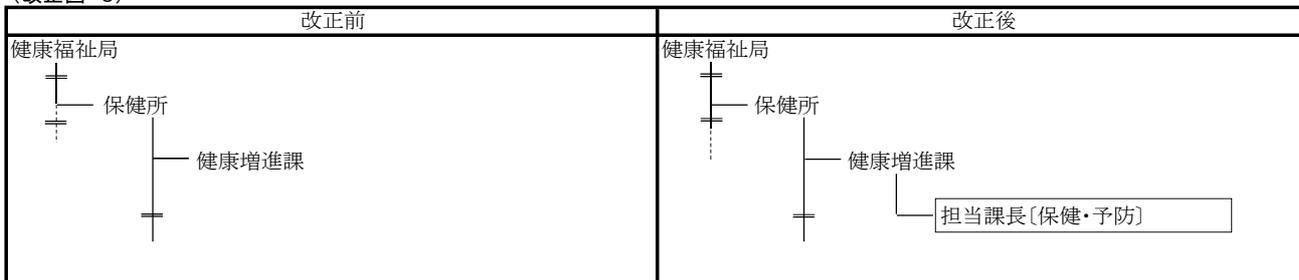
(改正図 4)



(改正図 5)

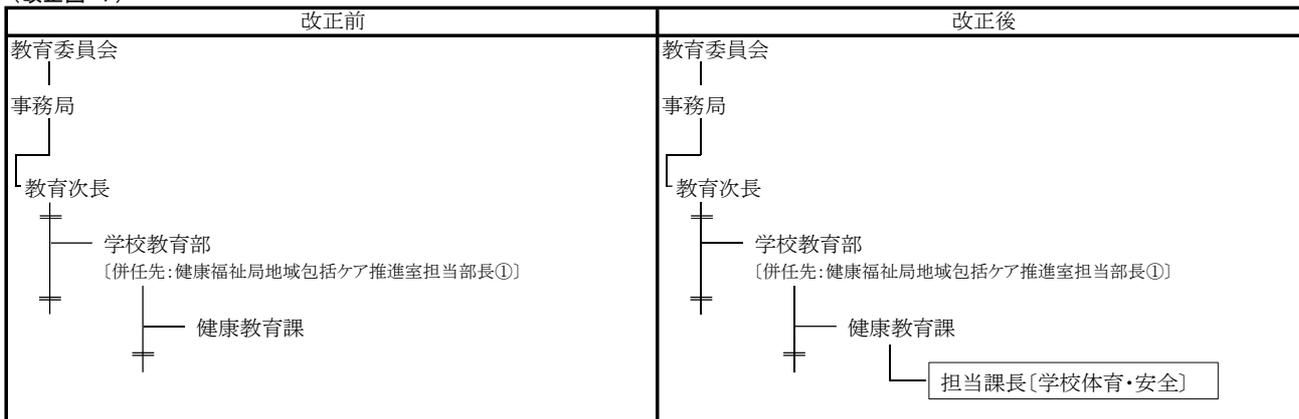


(改正図 6)

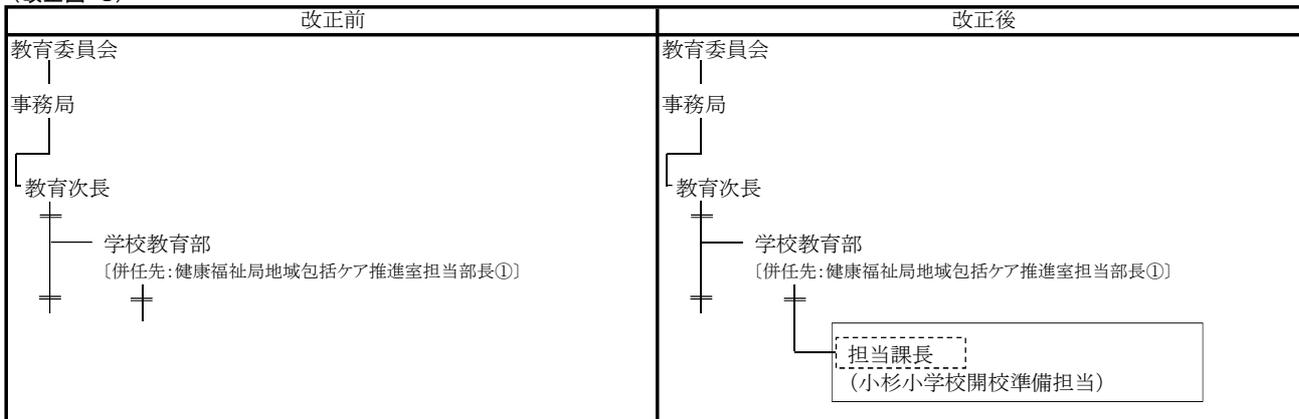


平成30年度の主な組織改正図

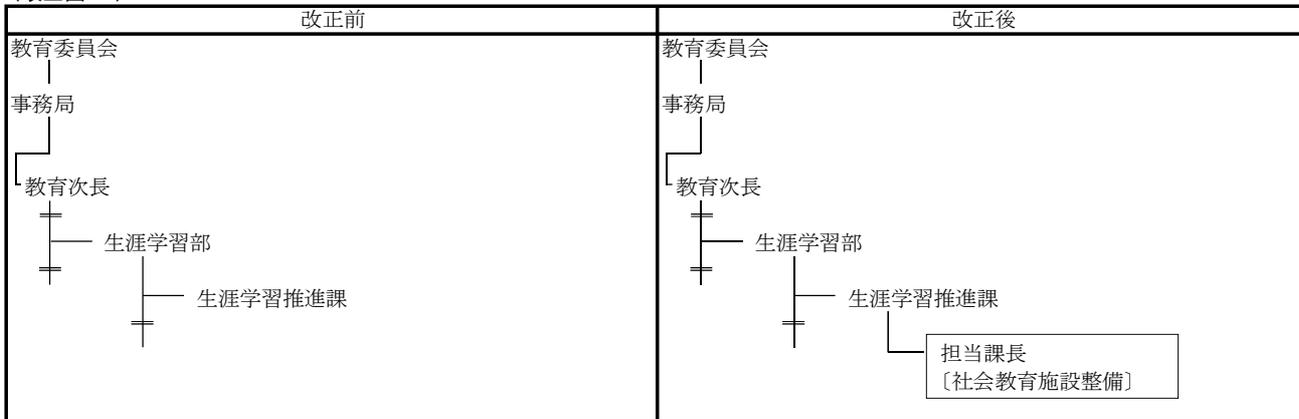
(改正図 7)



(改正図 8)

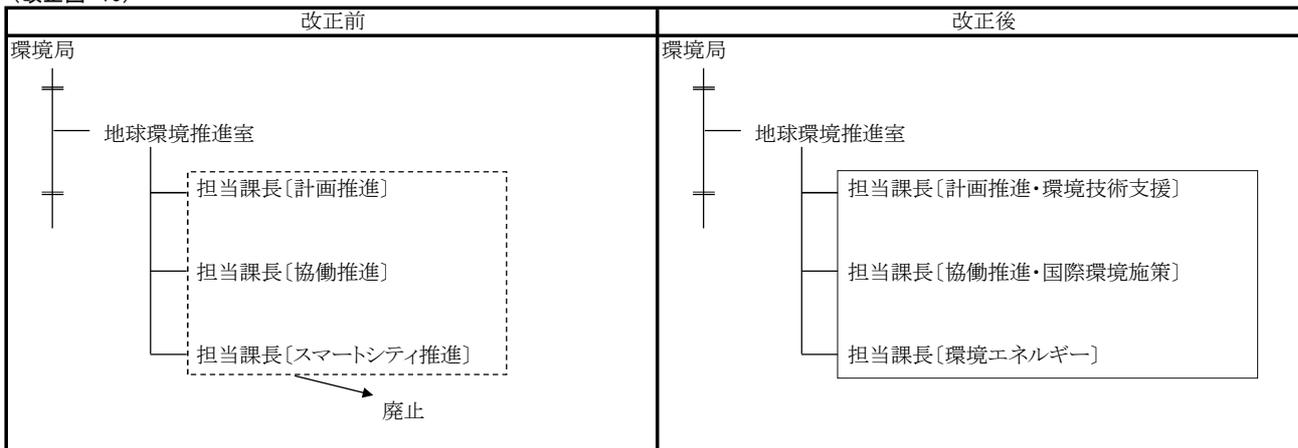


(改正図 9)

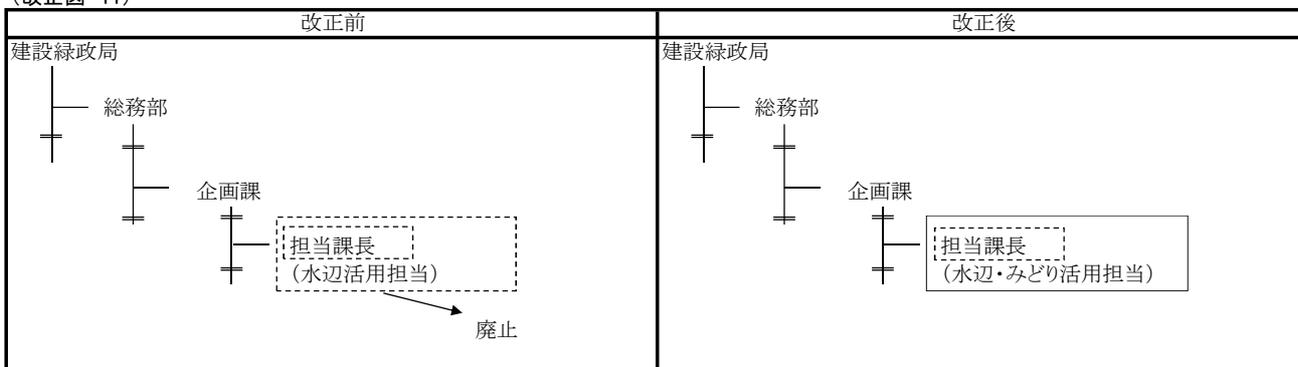


平成30年度の主な組織改正図

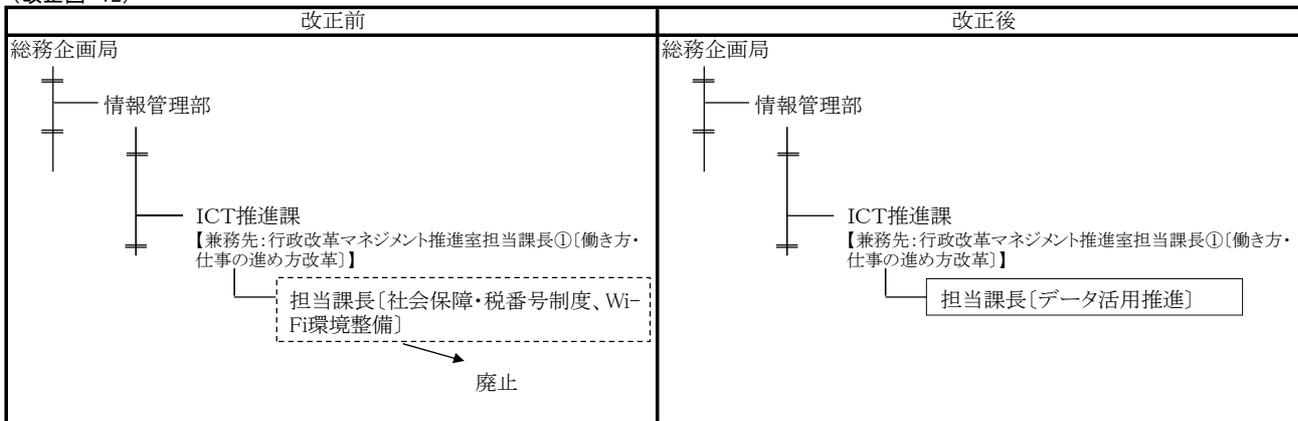
(改正図 10)



(改正図 11)

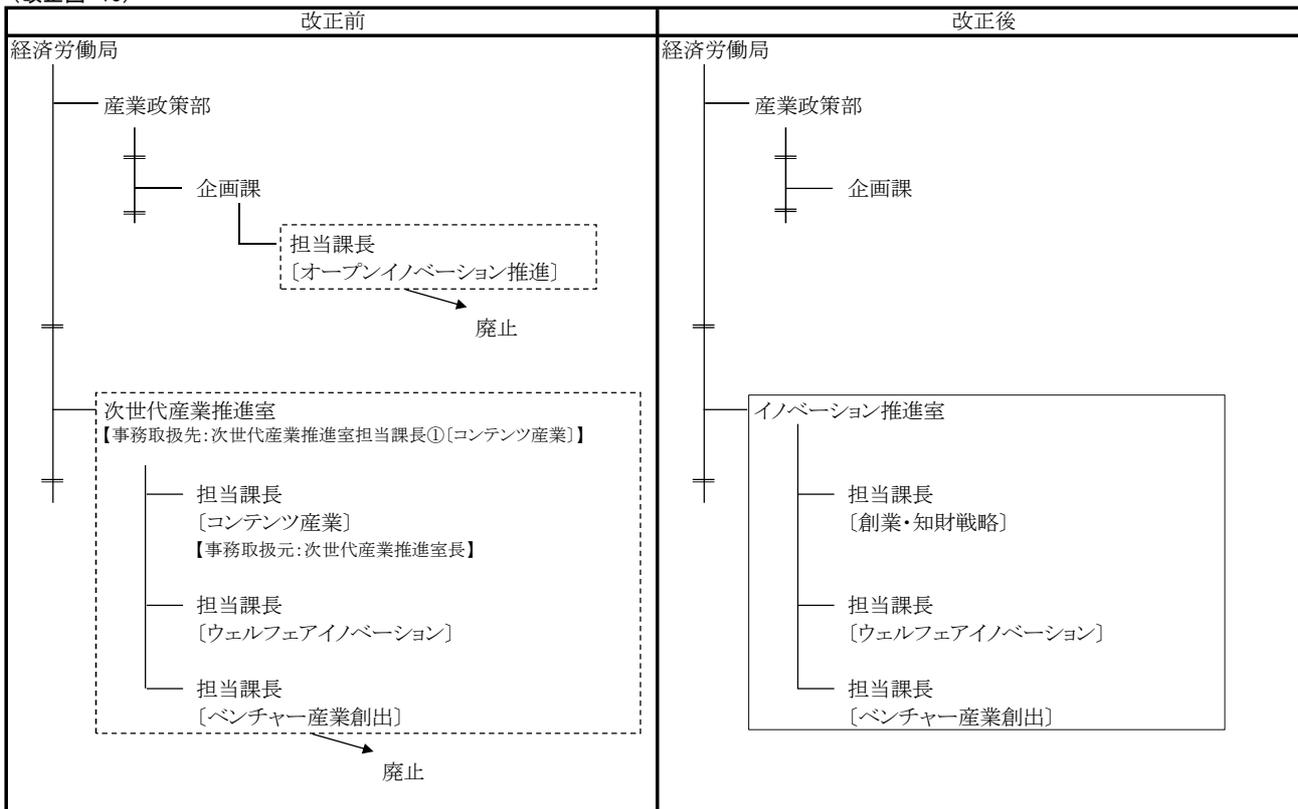


(改正図 12)

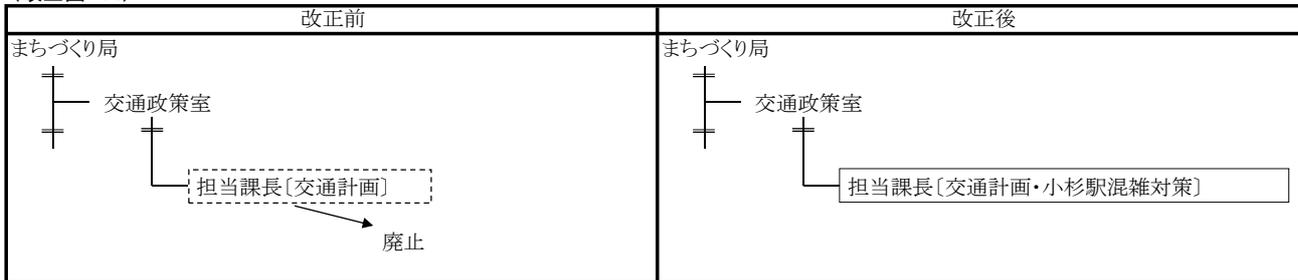


平成30年度の主な組織改正図

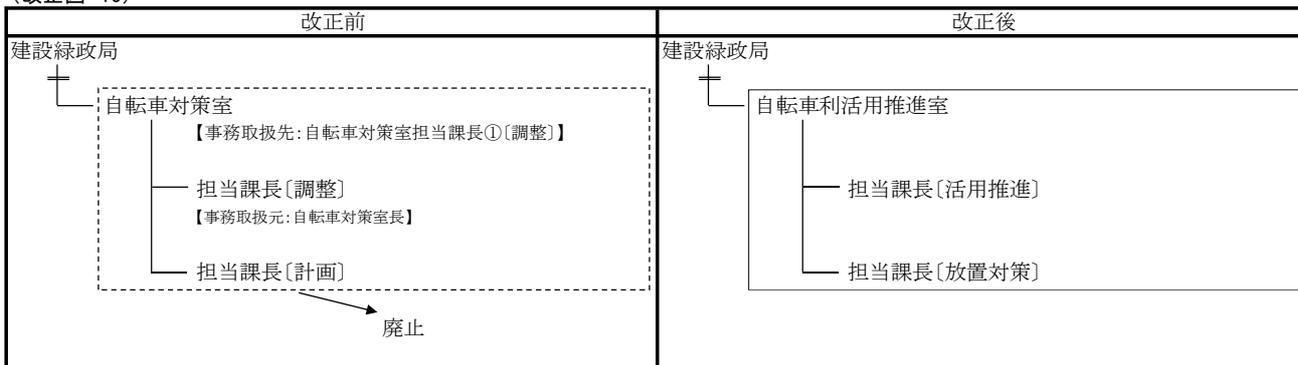
(改正図 13)



(改正図 14)

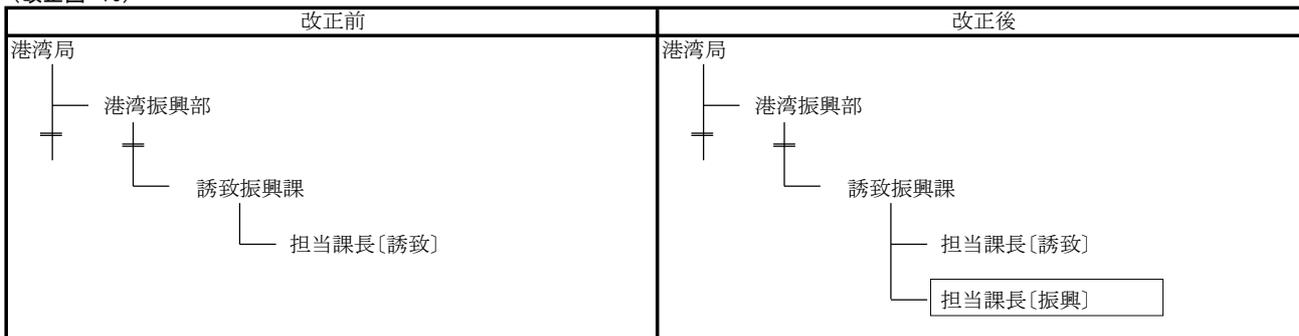


(改正図 15)

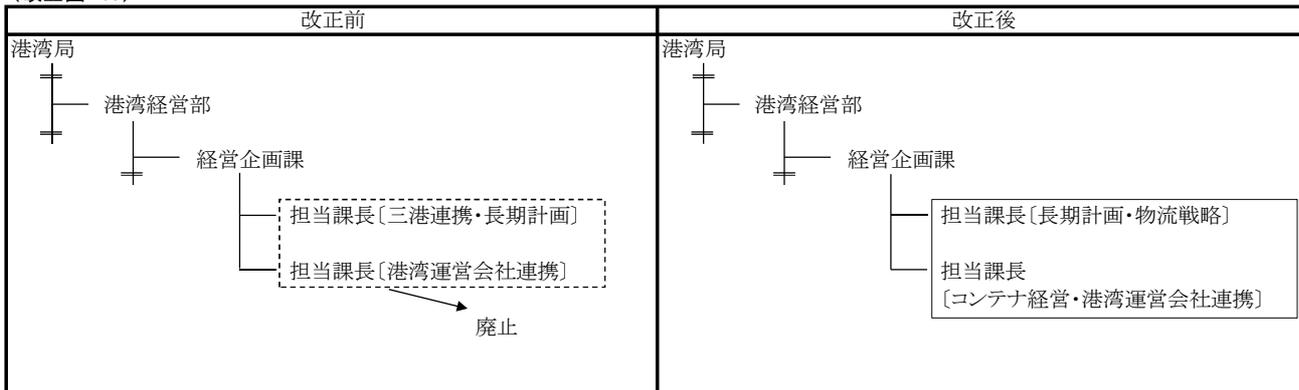


平成30年度の主な組織改正図

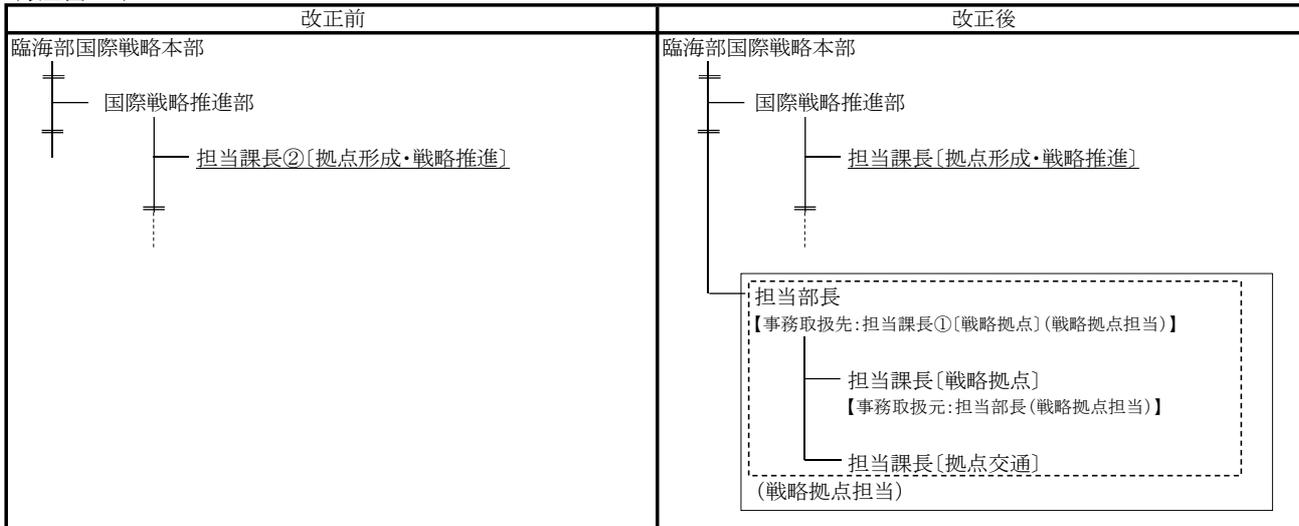
(改正図 16)



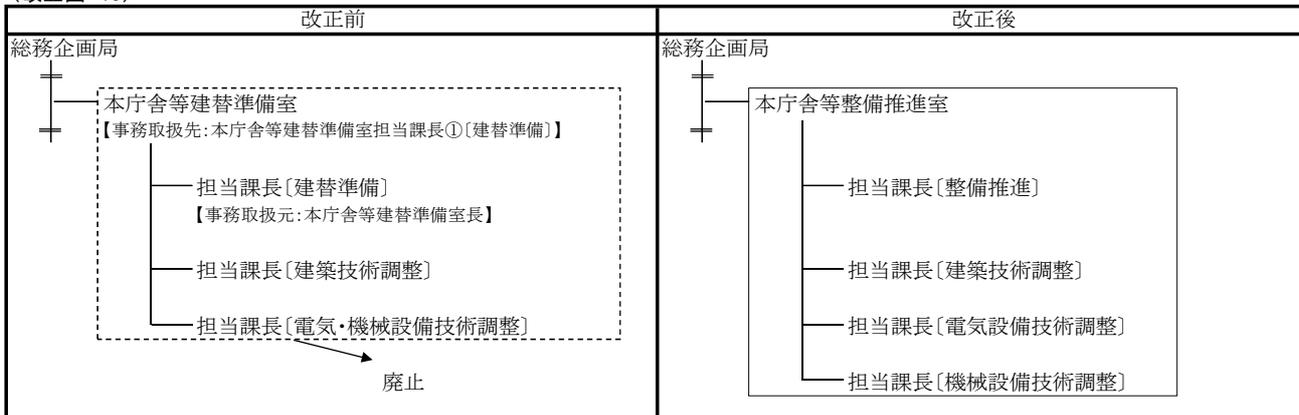
(改正図 17)



(改正図 18)

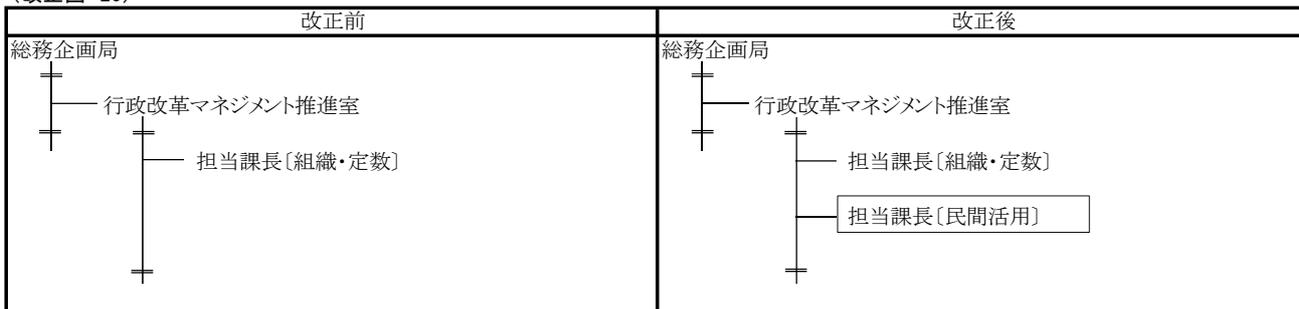


(改正図 19)

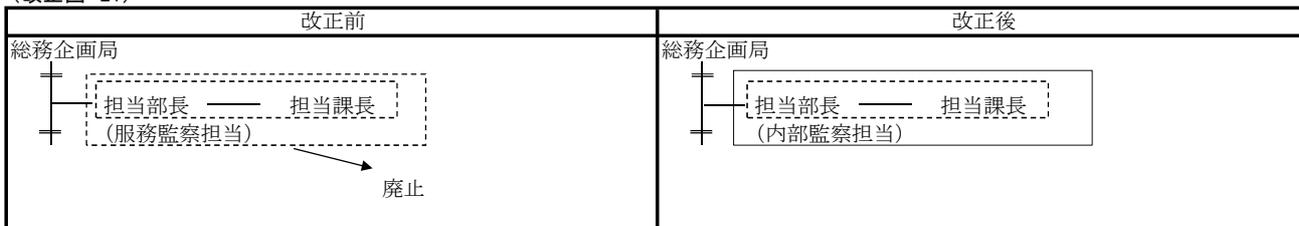


平成30年度の主な組織改正図

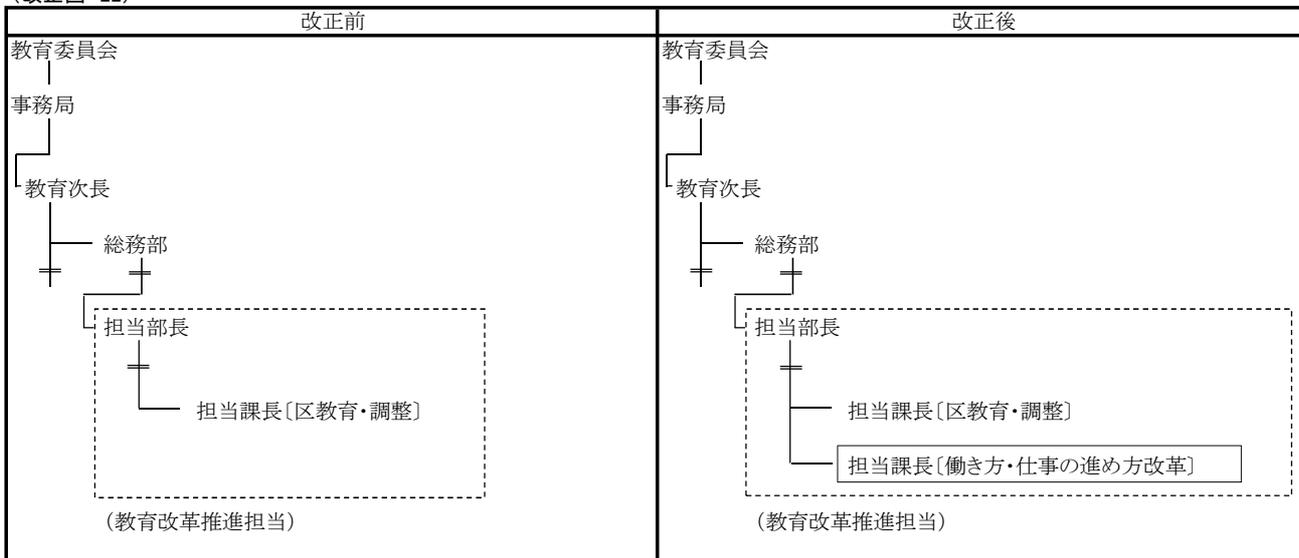
(改正図 20)



(改正図 21)



(改正図 22)



(改正図 23)

